

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
 〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
 白鳥第2ビル302号
 TEL/FAX. 042-552-4451
 Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
 http://www.yokota-kougai.com



辺野古の正月
 (普天間原告団写真提供)

全国の基地訴訟と連帯 飛行差止を実現しよう

弁護団団長 弁護士 関島 保雄



皆さま明けましておめでとうございます。

昨年10月に第一審判決が出ました。賠償額の基準の増額を獲得出来、一歩前進はしましたが、原告らの悲願である米軍機と自衛隊機の夜間飛行の差し止めは獲得出来ませんでした。また、将来請求や環境基準を超える騒音地域であるW70の地域に居住する原告の賠償請求が認められなかった点でも不満の残る判決でした。

そのため、原告団及び弁護団は、一審判決の原告ら敗訴部分の取り消しを求めて東京高等裁判所に控訴しました。今後は東京高等裁判所に審理は移りません。弁護団は昨年12月控訴理由書を作成し、裁判所に提出しました。

原告の多くは、これまでも横田基地の騒音被害をなくすため、国に対し、米軍機の夜間飛行の差し止めと損害賠償を求めて裁判を起し、最高裁判所で既に2回も、米軍機の騒音は違法であるとして賠償請求が認められ確定しています。しかし、それでも

違法な米軍機の騒音は止まらないのが現実です。

本来裁判所で違法行為が確定すれば違法行為を中止させるのが裁判所の役割です。ところが、裁判所は、日本政府に米軍の違法行為を中止させる権限がないとして飛行差し止め請求を認めようとしないのです。これでは日本は主権国家とは言えません。安保条約や地位協定を根拠に米軍機の飛行差し止め請求を認めようとしない司法の対応を改めさせる必要があります。私たちの闘いは全国の基地周辺住民と連帯しています。横田基地、嘉手納基地、普天間基地、厚木基地、小松基地、岩国基地周辺の原告の数は既に約4万人に達しています。これに今年は宮崎県の新田原基地周辺住民が提訴し戦列に加わります。違法な騒音を無くし、飛行の差し止めを実現するためには、全国の基地周辺住民との連帯の闘いを大きくすることが必要です。2013年3月に提訴してからもうすぐ5年になります。原告の皆様には、裁判が長く感じられることと思いますが、東京高等裁判所で私たちの要求が認められるまであと少しですので、最後まで勝利を信じて頑張ってくださいと思います。

原告が一丸となって 高裁での闘いを成功させよう

原告団団長 大野 芳一



新年明けましておめでとうございます。

皆さまには、お健やかに初春をお迎えのことと存じます。

第2次新横田基地公害訴訟にとって昨年は地裁（一審）での結審、判決の年であり、本年は高裁（控訴審）での闘いが始まる年であります。一審では、損害賠償額で前進が見られたものの、「飛行差し止め」を始めとする3本柱の基本要件は認められず、不本意な結果に終わりました。

安倍政権は、トランプ大統領の北朝鮮政策を

全面支持し、日米同盟・核の傘のもと軍事抑止力により国家、国民を守るとの方針で憲法9条の改憲をめざし、国民の人権、生活は二の次としか考えていません。

一審判決では、公共性、公益性について「一部の少数者に犠牲が強いられるという不公平を、公共性をもっては直ちに正当化できない」と判示しています。司法が国民の人権、生活を守る砦としての役割を機能させるためには、私たちは訴えの原点に立ち返り「被害の実態」を余すところなく裁判官に伝えることが不可欠です。新年にあたり、このことを全原告一丸となって確認し高裁での闘いを成功させようではありませんか。

控訴審で国の責任を追及しよう

弁護団事務局長 弁護士 加納 力



昨年10月11日の地裁支部判決に対して、原告団役員と弁護団との協議を経て控訴をしました。判決当日には「賠償勝訴」の旗を出したにもかかわらず、控訴という判断に至ったのにはいくつかの理由があります。

最大の理由は、団らん時間から朝目覚めるまで、夜7時から朝7時までの飛行制限が認められなかったことにあります。賠償を得たところで、元凶である騒音発生源を放置するのでは、騒音公害問題は永遠に改善しないからです。

もう一つの問題は、一審判決で認められた賠償は昨年3月1日の結審日までで、その後の賠償は判決では認められなかったことです。本来これまで数十年にわたる騒音公害について国が

積極的に補償制度を設けるべきですが、判決でも、騒音公害が解消するまで将来にわたって賠償が認められる必要があります。

さらに、一審判決は、国が線引きしたうるささ指数75Wの騒音コンターを境に賠償の必要の有無を決めています。これは在日米軍再編に向けた協議が進められていた平成15年当時の騒音調査に基づいて縮小された線引きで、その後、横田基地は輸送中継基地から訓練基地へと重点が移りつつある現状を反映していません。近年増加している訓練飛行による騒音も反映されていません。

控訴審では、航空機騒音の特徴や騒音による健康被害などについてさらに立証を積み重ね、安全保障を口実に騒音公害被害者の救済をなござりにする国の責任を追及していきましょう。

■■■■■■■■■ 控訴理由書で主張したこと ■■■■■■■■■**1日100回を超える飛行。毎年300日
環境基準守らず。深刻な航空機騒音の実態
を改めて主張**

弁護士 山口 真美

控訴理由書では、日によっては1日100回を優に超える飛行があること、団らん時間の飛行回数が年間2000回前後に及ぶこと、環境基準が遵守されなかった日数が毎年300日を超えることなど、深刻な航空機騒音の実態を改めて主張しています。

また、騒音実態が告示コンターが示すものより広がっており、かつ深刻であることを東京都が実施した騒音調査や米空軍のレビューなどが

ら明らかにし、救済の範囲を70W地域の原告に広げるべきであることを改めて主張しています。

さらに、オスプレイの事故率が飛行時間数が増えるに従って高まり海兵隊機全体の事故率を上回る状態となっているなど、オスプレイによる墜落事故の危険性が極めて高いことを客観的な数値から明らかにしています。

低周波音被害 新たな測定記録・文献提出を予告

弁護士 村頭 秀人

一審判決は、低周波音による侵害行為があったという原告側の主張を退けました。

控訴理由書では、渡嘉敷琉球大学准教授による測定報告書と飛行機の飛行記録が整合していないという一審判決の判断に焦点を絞り、両者は整合していないどころか、むしろよく整合し

ているという反論を、対照表をつけて具体的かつ詳細に述べました。

一審判決が指摘した、測定報告書のその他の問題点に関しては、控訴審において新たな低周波音の測定記録や文献等を提出して主張していきます。

**騒音被害は、より深刻化している！
一審判決の誤りを指摘**

弁護士 小林 善亮

一審判決は、75W以上の地域の原告については睡眠妨害やテレビ・電話の聴取妨害などの被害を被っていることを認めましたが、70W原告については、これと同程度の被害を受けているとはいえないとして認めませんでした。また、健康被害については、健康被害自体が発生していることは認めませんでした。健康被害を発症するのではないかと不安感を心理的・情緒的被害の一環という限度で認めました。

一審判決の認定は、基本的にこれまでの判決の認定に沿ったものでした。しかし、この間の研究では、騒音被害はいくつもの被害が重なり

合い、相互に影響し合いより深刻化している実態が明らかにされました。例えば、騒音で生じるイライラ感、精神的被害であることは当然であるが、ストレス要因として身体に影響が生じるという意味では健康被害にもあたります。一審判決はこのような被害の複合的性質や相互に影響していることを無視して、各被害を切り離して評価をしてしまった。そのため被害の深刻さを十分に評価しなかったという根本的な誤りがあります。控訴理由書では、もう一度騒音被害とはどういうものかを説き起こし、この判決の誤りを指摘しました。

写真で振り返る 提訴～判決



2013年2月、原告団結成総会を開催し、いよいよ第2次新横田基地公害訴訟の活動が本格的に始まりました。同年3月26日の提訴以来、18回の口頭弁論と2回の現地検証を経て2017年10月11日東京高裁立川支部で一審判決が下されました。



2016/1/29 横田基地に着陸したC-5ギャラクシー このとき裁判官は屋上で検証中だった(拝島第二小学校)

2016/1/29 検証の状況について弁護団から説明を受ける原告団(スーパーオリンピック瑞穂店屋上)



2016/10/14 検証の状況について弁護団から説明を受ける原告団。左前方の小高い丘で裁判官が検証中(八王子市・久保山公園)

全国の基地訴訟原告団と連帯

普天間～嘉手納～小松～厚木～岩国～横田と連帯し、提訴・判決時などに支援に出向いた。この5年間で、小松、沖縄、横田で連帯を深める総会が開催された。



2015/3/3 全国基地爆音訴訟連絡会議として騒音被



2016/9/18 昭島で開催された全国基地爆音訴訟原告団連絡会議第4回総会。



2016/3/24 普天間爆音訴訟結審に駆け付けた。横田弁護団の河津弁護士は応援陳述も行った。



2016/3/25 普天間訴訟結審日の翌日は辺野古新基地建設反対支援。行き交う米軍兵士に身体を張って抗議する沖縄の人々の熱い姿。

全国の公害団体と連帯

昨年(2017年)は第42回目となる公害被害者総行動デーと決起集会が行われ、防衛、外務、環境、国交の4省に出向き要請を行った。政府が重い腰を上げ、真摯に私たちの声に耳を傾ける時が来るまで、粘り強く要請が続く事になる。



2017/6/7 公害被害者総行動デーの防衛省・外務省合同交渉



2014/6/3 公害被害者総行動デーの防衛省と交渉

命脅かすオスプレイは東京・横田基地に来るな!

米空軍司令官の「横田基地へCV22オスプレイ配備」発言(2013/7/29)で始まったオスプレイ飛来・配備反対運動は、横田基地問題で活動する団体・市民が結束し、全都に運動が拡がりつつある。



2015/11/21 オスプレイ反対集会、連帯挨拶する清水事務局長



2014/7/19 「オスプレイ来るな!」抗議集会(福生市福東トモダチ公園)



2015/11/21 福生南公園でのオスプレイ反対集会には全都から5000人が集った。



2014/9/7 横田基地友好祭多くの市民がオスプレイ見物。



2014/7/7 台風避難を口実にオスプレイ飛来情報で緊急抗議に出向いたが、第2ゲートは突然閉鎖。前方を福生警察に阻まれた。



2014/7/19 オスプレイ初飛来で基地周辺は騒然とした。



2013/10/27 オスプレイ飛行実態と被害 報告集会 (昭島昭和会館)



2015/9/21 琉球大学渡嘉敷先生による低周波音学習会(昭島市環境コミュニケーションセンター)

■■■■■■■■■ 控訴理由書で主張したこと ■■■■■■■■■

裁判所は日米地位協定の解釈を誤っている

弁護士 中村 晋輔

一審の裁判所は、米軍機の夜間早朝の飛行差止請求を棄却しました。その理由は、「横田飛行場における管理運営の権限は、すべてアメリカ合衆国に委ねられており、国は、横田飛行場における米軍機の運航等を規制し、制限することのできる立場にはないと評価せざるを得ない」として、横田基地に関する1993（平成5）年の最高裁判決と同じく、いわゆる第三者行為論によるものでした。

しかし、日米地位協定3条3項は「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共安全に妥当な考慮を払って行わなければならない」と規定しており、16条も日本法

令の尊重義務を定めています。横田基地の管理運営の権限がすべてアメリカ合衆国に委ねられているとした第一審判決は、日米地位協定を誤って解釈しています。また、米軍機の差止請求の根拠となるはずの日米合同委員会合意について、米軍に対して努力を求めたものにすぎないとして単なる努力規定と解釈したことも第一審判決は誤っています。

裁判所がとっている第三者行為論について考えれば考えるほど、「日本には主権があるのか?」、「日本は独立国家なのか?」という疑問が沸いてきます。

賠償額はもっと増額されるべき

弁護士 村頭 秀人

一審判決の認めた慰謝料は大幅に増額されるべきであることを主張しました。

その理由として、被害が重大かつ深刻であること、社会において静かな環境の実現をめざす動きが顕著であること、一審判決も述べているように、騒音被害の救済の努力を国が怠っており国に対する制裁及び不法行為の抑止の必要性が高いこと、人格の価値に対する社会の意識が

高まっていること等を指摘しました。さらに、近事の米軍基地訴訟において、沖縄県の訴訟のほうが他の地域の訴訟よりも高額な慰謝料が認められていることについて、そのような相違を設ける根拠はなく、むしろ物価水準の違いから見ると東京都のほうが沖縄県よりも慰謝料の水準は高くてもおかしくないことを述べました。

将来の損害賠償請求の誠実な審理をもとめます

弁護士 杉野 公彦

一審判決では、我々の将来の損害賠償請求は、ほとんど審理されることはなく、将来の損害賠償請求を棄却した過去の最高裁判決をそのままなぞる形で棄却されました。

控訴理由書においては、一審裁判所が個人の権利を救済するという司法の責任を放棄していることを糾弾すると共に、将来の損害賠償請求を棄却した過去の最高裁判例が、既に判例その

ものからも、学者からも非難を受けており、また、言渡し後40年近くが経過しており、現在の状況に合致していないことを改めて主張しました。そして将来の損害賠償請求はこれまで控訴審において認められてきたこと、権利救済のため、控訴審においては誠実に審理すべきことを主張しております。

■■■■■■■■■■ 控訴理由書で主張したこと ■■■■■■■■■■

70W原告も睡眠妨害・日常生活妨害・ 心理的情緒的被害を被っている

弁護士 富田 隼

一審判決は、平成17年告示コンター外の地域に居住する原告（以下「70W原告」といいます。）が訴えた被害の内容を軽視あるいは無視して、同原告らの請求を棄却しました。しかしながら、70W原告の原告本人尋問や陳述書の内容を見れば、同原告らも、告示コンター内の原告と同様に、睡眠妨害、日常生活妨害、心理的情緒的被害などの被害が共通して生じていることは明らかですので、その点について、再度、主張を行いました。

また、我が国では、40年以上前の1973（昭和48）年に当時の科学的知見に基づき、航空機騒音の環境基準を70W以下とするよう定めていますが、一審判決は、判決理由において、上記の環境基準についてほとんど触れずに、

告示コンターで75W未満の地域に居住する70W原告らについては、受忍限度を超える被害の存在を認めませんでした。しかしながら、環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全するために、本件で被告になっている国自身が、設定した基準であり、その基準値（70W）を重視することなく、受忍限度の判断をすることは、不当であり、これまでの基地騒音訴訟に関する裁判例の傾向にも反しているとの主張を行いました。

これ以外にも、70W原告らの居住地域についても、欧州夜間騒音ガイドライン値を超える夜間の騒音が発生しており、この点からしても、受忍限度を超える被害が発生しているとの主張を行っております。

防音工事 10%減額は不当

弁護士 佐藤 宙

原判決は、住宅防音工事をしている世帯について、その損害額を一律10%減額すると判断しました。しかし、この判断は、住宅防音工事の騒音軽減の効果や被害軽減の実感とかけ離れるものであり、不当です。

まず、原判決は、住宅防音工事の防音効果について、建物自体の持つ遮音効果（外部からの音を遮る効果）をも併せて評価してしまっています。住宅防音工事をしていなくても、建物自体は一定の遮音効果を持ちます。したがって、純粋な住宅防音工事の効果を評価するためには、当然建物自体の遮音効果を差し引いて考えなければなりません。しかし、原判決はこの点を一切無視した結果、住宅防音工事の効果を過大評価してしまっており、この点は明らかに不当です。

また、住宅防音工事には、窓を閉め切った生活を強いられるなど、その効果が生じる条件がとても限定されている上、使用に伴い大きな弊害が伴います。このように、効果も乏しく、弊害も大きい住宅防音工事によっては、騒音被害

の実質的な軽減はありません。にもかかわらず、原判決は、住宅防音工事を10%もの減額要素としてしまったのです。実質的な被害軽減のない住宅防音工事を減額事由とする原判決の不当性は明らかです。

なお、国側は、住宅防音工事を理由にもっと大きな減額を認めろと強く主張しており、控訴審でもこの点を主戦場の一つとしようとしています。原判決の誤りを正すとともに、このような国側の主張をきっちり排斥することも、控訴審での重要な課題になります。

ご案内

「判決内容と控訴理由書」学習会を開催します。瑞穂以外の原告のかたもご参加出来ます。

日時：2月4日(日) 14:00~16:00

会場：箱根ヶ崎西会館(第1会議室)

瑞穂町箱根ヶ崎東松原16-3

被害地域自治体首長からメッセージ

昭島市



新年明けましておめでとうございます。
騒音被害のない静かで安全な生活環境の実現を目指し、日夜御活躍されている貴団に対しまして、深く敬意を表します。

平成25年に提訴された第2次新横田基地公害訴訟におかれましては、昨年10月の東京地方裁判所立川支部における判決を受け、控訴されたとのことであり、今後は東京高等裁判所で裁判が進められると伺っております。

昭島市といたしましても、引き続き市民の皆様の安全と生活環境を守る立場から、東京都や周辺市町とも連携を密にして、騒音被害の解消に向け関係機関に要請を行うなど、鋭意努力をしております。

年頭にあたり、貴団の所期の目的達成と団員の皆様の御健勝を御祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

平成30年1月
昭島市長 臼井伸介

瑞穂町



明けましておめでとうございます。
航空機騒音のない静かな生活環境の実現に、ご尽力されている貴訴訟団に心から敬意を表します。

平成25年に提訴されました、第2次新横田基地公害訴訟も10月に東京地方裁判所の判決が下されましたが、今後も東京高等裁判所での裁判が進められると伺っております。

貴団体の皆様のご努力が実りますよう、祈念申し上げます。瑞穂町は滑走路の延長上にあるため、昭和20年の米軍進駐以来、住民は飛行する航空機の騒音や事故発生の危険性に日夜悩まされているように、基地の存在は町の発展に大きな障害となっています。当町といたしましても、議会をはじめ、東京都や基地周辺5市と連携し、航空機騒音をはじめとした基地に起因する諸問題の解決に向け、米軍や防衛省などの関係機関へ訴えています。本年も引き続き関係機関に対して粘り強く働きかけて参ります。

皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

平成30年1月
瑞穂町長 杉浦裕之

日野市



新年あけましておめでとうございます。
日野市は、平和が市民生活の基本であるとの理念のもとに、「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行い、平和首長会議にも参加し、世界の恒久平和を祈ってきました。
横田基地に飛来する航空機の飛行路直下の自治体として、市民の平穏な生活を守るために、第2次新横田基地公害訴訟に参加される皆様の「静かな夜」を求める切実な願いが実現されますよう祈念いたします。
結びに皆様方のご活躍に期待し、新年のメッセージとさせていただきます。

平成三十年一月
日野市長 大坪冬彦

メッセージ

福生市



新しい年の門出に当たり、横田基地の航空機等による騒音被害を軽減し、静かな生活環境の実現に向けて活動されている第2次新横田基地公害訴訟原告団の皆様に対し、心より敬意を表します。

本訴訟は、平成25年3月26日に東京地方裁判所立川支部に提訴されてから18回の口頭弁論を経て、昨年10月11日に判決があったと聞いておりますが、今後の様々な活動を通じて、貴団の目的が達成できますよう、祈念申し上げます。

福生市では、市民の生活環境の向上とともに安全と安心を守る立場から、正月三が日や受験シーズンの飛行停止、市内上空での低空飛行や夜間・早朝の飛行自粛、CV-22オスプレイの横田基地配備計画やMV-22オスプレイの横田基地への飛来に関する迅速かつ正確な情報提供等について、国や米軍に対し、強く要請を行っております。

今後も、東京都や横田基地周辺市町と十分に連携し、航空機騒音等、基地に起因する諸問題の解決に向け、国や米軍に対し粘り強く要請を行ってまいります。

皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

平成30年1月
福生市長 加藤育男